

平成22年度 青少年愛護審議会（第1回） 議事概要

開催日時 : 平成22年9月10日(金) 14:00~16:05

開催場所 : 兵庫県庁3号館6階 第2委員会室

出席委員 : 13人

荒木委員、今井委員、郭委員、加登委員、北野委員、小林委員、能島委員、
橋本委員(代理:中川氏)、速水委員(代理:水野氏)、溝下委員、村田委員(代理:井上氏)、
山田委員、米山委員

1 会長の選出及び会長代理の指名

委員の互選により、今井委員を会長に選任した。
会長の指名により、小林委員を会長代理に選任した。

2 議事

(1) 部会の設置及び部会長の指名

(会長)

兵庫県青少年愛護審議会規則の第8条では、部会に属する委員と部会長は、会長が指名すると定めていますが、部会の設置及び部会長の指名について、事務局の方で案があれば、示してください。

(部会の設置、部会長の指名について、事務局から資料を配付)

(会長)

私としては、いま配布していただいた事務局案のとおり指名したいと思います。よろしいでしょうか。

(委員からの異議無し)

それでは、政策部会と愛護部会を設置し、政策部会については野々山委員に、愛護部会については小林委員に、それぞれ部会長をお願いします。

(2) 有害興行(映画)の指定(報告)

(会長)

有害興行の指定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局:資料説明)

(会長)

このことについて、何かご意見はありますか。なければ次の議事へ移ります。

**(3) 青少年愛護条例、青少年愛護条例施行規則、兵庫県青少年愛護審議会規則の改正（協議）
（出会い喫茶等営業に関する規定の削除）**

(会長)

青少年愛護条例と関係規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料説明)

(会長)

事務局の説明としては、今まで青少年愛護条例によって規制をしていた出会い喫茶等営業が、国の風営法施行令(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令)の改正により、国の規制に含まれるのでその部分を条例から削除したい、ということです。この審議会で議論すべき大切なことだと思いますが、委員の皆様のご意見はございますか。

(委員)

これは、兵庫県のほうが国より先行して規制をしていたという点で、比較的先進的な事例だと理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

(風営法施行令と青少年愛護条例を) 整合させたということですか。

(会長)

整合というよりも、青少年愛護条例の中にある、出会い系喫茶等営業に関する規定の効果がなくなってしまうから、その部分を全面的に削除するということではないでしょうか。

(事務局)

国の風営法施行令の改正によって、現在条例で規定する出会い系喫茶等営業への規制が強化されます。出会い系喫茶等営業を規制する条例がない府県も多くありますが、風営法施行令改正により、全国的に、出会い系喫茶等営業が規制されることとなります。なお、現在、出会い系喫茶等営業に関する規制を条例で定めている府県は9つであり、規制が無い府県の方が多い状態です。

(委員)

青少年愛護条例の改正が決まれば、どのようにして県民へ周知するのでしょうか。

(事務局)

県の公報でお知らせします。

(会長)

委員の中には、青少年関連のグループを組織されている方もいらっしゃいますが、青少年愛護条例の概要についてはすでにご承知のことと思います。

兵庫県では、今までにいろいろな施策に取り組んできています。皆様が預かっている良い子どもたちは大丈夫なのかもしれませんが、手に負えない子どもたちが多い時には、「こういう危ないことがあるから気をつけて」という意味で、青少年愛護条例などを通じて規制や啓発を

行ってきました。

今回は、国の法令が変わるということですが、引き続き気をつけてもらいたいと思います。

他にご意見がなければ、青少年愛護条例とその関係の規則の中から、出会い系喫茶等営業に関する規定を削除するという改正について、この審議会は了承するというところでよろしいでしょうか。

(委員からの異議無し)

それでは、県のほうでは、条例や規則の改正について所要の手続きを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(4) 今後の青少年施策の検討について (意見交換)

(会長)

次に、今後の青少年施策の検討についての意見交換をお願いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料説明)

(会長)

事務局から大変詳しい説明がありました。

最初に、国の動きについて、子ども・若者育成支援推進法と子ども・若者ビジョンの説明がありました。

次に、兵庫県の取り組みについて、青少年施策の体系、ひょうごユースケアネット推進会議、ひょうごユースケアネットほっとらいん、ひょうご青少年社会貢献キャリア認定制度、子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動支援強化事業などの新しい取り組みについて説明がありました。

そして、青少年の意識に関する国際比較調査結果として、アジアとアメリカを比べた数値や、UNICEF(国際連合児童基金)が分析したデータなどについて説明がありました。

何かご質問・ご意見がございますか。

(委員)

兵庫県青少年団体連絡協議会としては、いくつかの事業について、県と協力して取り組んでいます。

(委員)

青少年の意識に関する国際比較調査結果の中で、勉強時間に関するご説明がありましたが、この中には塾での勉強時間は含まれていますか。日本の中学生は、塾に行ってそこで長時間勉強しているので、塾の時間が含まれていないのであれば、ご説明がわかるのですが。

(事務局)

塾での勉強時間は含まれていません。学校と家庭での勉強時間の合計です。

(委員)

ひょうご青少年社会貢献キャリア認定制度について、モデル事業を実施されているとのこと説明がありました。実際にモデル事業を実施されている団体の方もこの場にいらっしゃいますが、

例えば、どのようなことをすれば認定事業として認めてもらえるのでしょうか。また、青少年はどのようなことをすれば修了証をもらえるのでしょうか。

意識の高い若い人材は、社会に必要だと思います。そして、社会貢献活動に取り組む若い人たちは現実にたくさんいるとは思いますが、逆に、意識が低くてどうやって活動すればいいのかもわからない若い人たちも多いです。そのような人たちのためにも、このような制度があることを意識付けしていくことが必要ではないかと思います。

(事務局)

いま、モデル事業として行っている6つの事業は、主にキャンプであり、都会の子どもを山間地域へキャンプに連れて行き、そして、無事に大過なく連れて帰ってくるというものです。そのような行事の企画・実施から反省・振り返りまで、一気通貫で、若い青年に入ってきてもらおうとするものです。

現在、野外活動協会、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会連合会がこのようなキャンプを企画・実施しています。

それから、YMCAで取り組まれているのが、発達障害児の皆さんが秋に行うバザーを支援するために、若いスタッフとして参画してもらおう事業です。以上が、企画型と呼ぶ事業です。

もう1つが継続型の事業で、平常時の地道な活動を支援するものです。

いま、神戸市西区井吹台にあるNPO法人「ニューいぶき」のご協力を得て、ニューいぶきが発達障害児の皆さんのサポート事業として毎週行っている機能訓練に、大学生がスタッフとして参画する事業を実施しています。メニューがしっかりできあがっている既存の事業に参加していく内容の社会貢献事業についても、モデル事業として行っています。

これらのモデル事業には約30人の大学生が参画していますが、彼らがモデル事業を通じてどれくらいスキルアップしたか、事業にどのような効果があったのかという結果をよく見たうえで、それぞれの事業がモデル事業としてふさわしい事業となっているかどうかを検証し、23年度から、類似の事業を認定事業として承認していきます。

その認定事業に参加して修了した青少年には、兵庫県青少年本部の認定証をお渡しします。青少年は、企業との面接の場でその認定証を見せれば、企業から「あなたはこのような活動をしてきたのですね」と認められて、一定の評価をいただける、という仕組みです。

そのためには、企業の皆様にもこの制度に参画していただき、仲間に入っていたかかないといけませんので、いま企業の皆様に働きかけをしています。この夏、神戸市内を中心に、30社ほどの企業を回らせていただいたところ、制度の趣旨に賛同して下さる会社が多かったです。

これから、この制度が正式に動き出していくと、参加企業がもっと増えてくると思っていますので、今のところは非常に感触が良いと思っています。

(委員)

いま伺ったキャンプ事業や発達障害児のサポート事業と同じような事業に携わっている若い人をたくさん知っています。そのような若い人が参加する事業が、もし認定事業になれば、そのキャリアを認めてもらえると理解して良いですか。また、認定事業への参加に関するハードル・要件についてはどう考えていますか。

(事務局)

兵庫県青少年本部が認めた認定事業に参加すれば認めてもらえます。

また、認定事業への参加に関するハードル・要件については、この制度の検討委員会で研究をしているところです。

(委員)

こういうキャリアがあればとても助かる若い人がたくさんいると思います。優秀な人はいろんなことができるかもしれませんが、そうではない人や活動する場所をうまく見つけられない人であっても、活動の場所・団体を見つけれられるような広報や、必ずしも優秀な人ではなくても参加できるようなハードルづくりをしていただくようお願いします。

発達障害に関しては、専門的な領域であるため、ただボランティアをしたいという人よりも専門的な勉強をしている人が関わっているケースが多いように思います。それはそれでとても良いのですが、地域での活動をしていると、発達障害を持つ子どものコミュニケーションという点では、子どもがいろんな人たちとコミュニケーションをとることが有効ではないかと思えますので、いろいろな若者たちが参加できるように工夫をしていただきたいと思えます。

それから、認定事業の承認の際には、いろいろなことを加味されて、例えば、発達障害の子どもの目線で見ても非常に有効な事業であると言えるような事業を、認定事業として承認していただくなど、真に社会貢献として認められるような事業を認定してください。

(会長)

将来に向けた新しい取り組みとして、こういうプログラムに取り組んでいくことに関して、ご意見・ご注文は何かございますか。

(委員)

とても奥が深く難しい課題だと感じています。

(会長)

今後、この審議会が取り組んでいくべき課題について、ご意見・ご提案はございませんか。

(委員)

1つは、「平成22年度 青少年育成施策体系表」の中に、青少年活動の促進の施策の1つとして挙げられている「少年の主張兵庫県大会」についてです。

私は毎年、この大会の審査委員長をお引き受けしていますが、この大会への参加者数が、兵庫県内にいる中学生の数にしては、非常に少ないと思っています。入選する・しないは別に、しっかり自分に向き合っただけでも、その子どもの自分を見つめる目が豊かになると思えます。膨大な数の中学生が兵庫県にいるはずなのに、参加校が増えず、参加人数も少ないので、もう少し参加者が増えて欲しい。

昨年は、兵庫県の代表が全国大会にまで出場しています。しっかりと自分に向き合う時間を持つという意味でも、この大会への取り組みについて、もう少し学校教育の中でも受け止めてほしいと思っています。

それから、先ほどの体系表の中にある「ひょうごユースケアネット推進会議」についてです。私はその座長をさせていただいていますが、このところ、主に引きこもり問題にかなり特化した活動をしています。「ひょうごユースケアネットほっとらいん」相談を通して、この問題がいかに重く深刻かということを感じています。泣きながら我が子の大変さを語るお母さんがいたり、あるいは、相談者から、「自分なんかいなくなればいい」「もう死んでしまいたい」という言葉が出てきたりします。この問題については、もっとしっかり対応をする必要があると思えます。

兵庫県内の引きこもりの現状を全て明らかにすることは難しいですが、今年は「ひょうごユースケアネット推進会議」の大事な事業の1つとして、県内の引きこもり支援をしている人たちから直に話を伺うために、私とサポーター2人の青年で県内を回っています。姫路の奥から豊岡まで、すでに20数か所を回っていますが、そこからわかってくる引きこもりの支援の実態は本当に大変なものです。

この調査結果は、冊子にまとめて発表する予定です。おそらく県内で初めて、引きこもりの実態が明らかになると思いますが、この活動をしながらわかるのは、こうした青年たち自身が苦しんでいて、さらに、その青年たちの親も非常に悩み苦しんでいるということです。このようなことについて、青少年の育成という観点からも、もっと考えていかないといけないと思います。

それから、青少年の意識の国際比較調査結果について、私も神出学園という現場にいて、不登校を背景に持つ、あるいは、いじめられた深い傷を抱えている子どもたちにずっと向き合っているなかでいつも感じているのは、日本の子どもの、自己に対する認識、つまり、自己肯定感・自尊感情が、他の国の子どもに比べて非常に低いことです。不登校の子どもだけでなく、非行の臨床研究の中で接する子どもも、自分に対する誇りや自信が全くないのです。

この点については、子どもが、今の自分でいいんだという意識を持てるような、周りの大人の接触が非常に求められています。自分でも生きていていいんだという気持ちを持てるようになった子どもは、急速に元気になっていきますので、私たち大人が、家庭においては親、学校においては教師、そうした人たちが子どもたちに、自己肯定感をいかにつくり出すかということを考えていかないといけないのです。これは、非行やたくさんの問題行動を抱えている子どもたちに共通の問題ですので、この点を何とかしていく取り組みが、強く求められているのではないかと思います。

(会長)

子どもたちがこれほど難しい状況の中において、自分に自信を持てなくなっているような中で、教育のあり方はこれまでと同じようなものでよいのか、あるいは、教育について全体的に何が足りないのか、あるいは、この青少年愛護審議会が今後どのようなことを中心にして議論していけばよいのかということについて、ご意見をお聞かせください。

(委員)

ライオンズクラブでは、子どもたちにライフスキルを導入しようと取り組んでおられ、本校は一昨年度に、ライオンズクラブの方に学校に来ていただいて、ライフスキル研修をさせていただいたことがあります。

私どもの学校は、神戸市でも大きい学校ですので、それぞれの学年総務の考えで学年経営をしています。まず校長の学校経営をはっきりさせたうえで、学年経営をしてもらっていますが、その時に、何をもちて子どもたちの気持ち・心を育てるかというような観点を持つ学年総務がいる場合は、非常に教育効果があがります。

今の3年生につきましては、集団づくりに興味・関心のある学年総務が学年を担当しています。例えば、子どもたちが1年生の時には、言っではいけない言葉、言われたら嫌な言葉というようなことを整理して、子どもたちに自己啓発をさせたり、さらに、「いいところ探し」ということで、廊下に大きな模造紙を貼って、そこに、『さん、してくれてありがとう』というようなメッセージを書いて貼ったりするのです。誰が書いたかはわからないのですが、例えば、誰かが友達に対して、『掃除の時に手伝ってくれてありがとう』『私が学校を休んだ日にノートを書いて届けてくれてありがとう』といった、友達の良いところを探して書いて模造紙に貼っていくというものです。このような友達から自分を褒めてもらう取り組みに先生も参加していて、「くん、今日は頑張ったね」というようなメッセージを書いているのです。1年生の時からそのような観点で学年づくりをしていますので、子どもたちはとても落ち着いています。

それから、今の2年生は、道徳の授業を非常に大事にする学年です。週1回の道徳の授業時間を決して欠かさず、学年を挙げて道徳の時間に取り組んでいますから、非常に落ち着いてきています。1年生も、いま、集団づくりをとにかく一生懸命しようと頑張っています。

「自分」という言葉は「自由」の「自」と「部分」の「分」という字でできていて、「自分」

とは、全体の中の1人であるという意味と、自分の自由になるものだという意味があると思います。このような「自分」のつくり方について、子どもたちと一緒に考えていくことができれば、少しは学校も変わってくるのではないかと思います。

しかし、学校は本当に忙しく、「少年の主張」のお話にも関係しますが、夏休み前には、大体40～50ぐらいの作文や絵画のコンクールの案内が届きますので、それをとりまとめて子どもたちに配って、どれかに参加しましょうと呼びかけているような状況です。そして、夏休みも学校が閉まっている時はなかなかないので、せめてお盆の1週間だけは部活を休みにして子どもたちを家に帰さないといけなのではないか、教師もへばらないように休ませないといけなのではないかと思ひ、「夏休みの中で1週間ほどは、子どもも先生も休んでほしい」と言いますが、試合の予定が入ったので練習するというような部活動もありますから、難しいものです。

子どもたちは平常も、授業を受けて、部活動をして、塾に行き、家に帰ったら友達から来たメールが気になるから部屋に入ってメールをする、ということで、中学生はとても忙しい。そして、この流れに乗れない子どもたちがやはりいろんなことをしますから、先生は地域の通報があったら走り回って、本当に毎日毎日遅くまで勤務しています。

しかし、そこで漏れてしまうのが、引きこもってしまう子どもたちです。悪いことをする子どもにはまだ構ってあげることもできるのですが、ずっと中に引きこもってしまう子どもまではなかなか面倒を見られない状態です。担任の先生はその子どものことが気になりますから、プリントを届けるなどして頻りに家まで見に行くのですが、子どもはなかなか出てきて話をしてくれません。忙しさの中に紛れてしまい、自分から引こんでいってしまう子どもたちの面倒を見られていないというのが現実ではないかなと思います。

ですから、本校は、不登校の子どもたちのために、「心の教室」をつくって、そのような引きこもりの子どもたちに来てもらいやすいような環境をつくっていますが、今のところ子どもたちは来ないです。3年生は、進路を決める時期が近づいてくると、毎日4～5人ぐらい来るようになりますが、私どもの行き届いていないところで苦しんでいる子どもたちがたくさんいるということに対して、本当に申し訳ないと思っていますが、懸命に頑張っているのは頑張っていると理解していただけたらありがたいと思います。

(会長)

中学校だけでなく小学校や高等学校もそうだと思いますが、今のお話のように、先生方は一生懸命頑張っているけれども、それでも行き届かないところがあるようです。

要するに、子どもの大事な教育・成長のステップということで、先生方は学校で一生懸命やっていて、社会全体から見たらある程度の教育効果はあるのだが、1人1人にまでは手が回らなくて、余計に手をかけないといけない子どもたちが、遅れてドロップアウトしてしまうケースが非常に多くなったということですね。

こういうことに対して、学校で何か他のカリキュラムを入れて対応していくのか、それとも、他の団体・青少年団体がそのような子どもたちの面倒を見て社会につないでいくのか、という話になると思いますが、ご意見やご感想はありますか。

(委員)

私の団体では、不登校の子どもたちへの支援なども行っていますが、今日の資料によると、例えば、学校に行かなくなっている理由、あるいは、学校に行きたくないという理由の中で、勉強したくないという要因が比較的多いです。勉強したくない、勉強がつまらないという要因が多く挙げられていますけれども、特に、不登校への支援の中で、もちろんメンタル的な支援も重要なのでこの役割を果たすと同時に、学校の勉強についていけないような子どもたちに対しては、学習面でのサポートをどのように行っていくのかということが非常に重要な観点ではないかと思っています。

もう1つは、特に最近、東京などでは話題になってきていますが、中退予防という観点が必要ではないでしょうか。近年、高等学校や大学で、中退率が上がっており、中退した若者たちが、その後、引きこもりやニートと言われるような状態になっている確率が比較的高いという調査が出てきていて、その前段階である学校で中退しないような仕組みづくりが必要ではないかと感じます。

特に高等学校・大学での話ですが、比較的中退率の高い学校でも、いくつかの取り組みを行うことによって中退率が下がってきているという事例も出てきていますので、ニートや引きこもりの問題を考える中でも、高等学校・大学における中退予防について、今後、青少年施策の中でも考える必要があるのではないかと考えています。

(会長)

35～36年前になりますが、私がまだY M C Aで現役だった頃、アジアの指導者たちの会議に出席した時に、子どもたち・青年たちが自分のしたいことをする時に一緒に集まって何かをすることがだんだん不得手になって、以前はグループでやれていたことができなくなってしまうという状況が続いていて、プログラムをどうしたらいいのか困っている、というような話を聞いたことがあります。

私も考えて、個人と個人の間を密接に結びつけるようなプログラムを改めて開発しなければいけないと思う、というようなことを言いついて、その後、「いのちの電話」での電話相談を始めて30年になっています。

最近、大学生の学力がものすごく落ちていて、就職の時に使いものにならないような卒業生が増えてきたというのですが、人間の知恵や能力が時代によってそんなに変化してくるものか、学生の能力が落ちてしまっているのかということ、そうではないと思います。やはり、大人の側の扱い方というか、こちらが彼らと接触してきた中で彼らに何が足りないのかをまだしっかりとつかみきれていないのではないだろうか、そのあたりに大きな問題があると思っています。

今日の資料を見ても、国の子ども・若者育成支援推進法の関係でつくられる、子ども・若者支援地域協議会には、いろんな機関が参加していて、雇用の面では、ハローワークや職業訓練機関が職業的自立・就業支援のプログラムをつくっていく一方で、子ども・若者総合相談センターという若者の相談窓口ができていく。そうすると、これだけの幅のある年齢・成長過程の中で、私たちはどこからどこまでを子どもとして考えていけばよいのでしょうか。この資料では30歳の人も対象に入っているようですが、そのようなことについて、私たちがこれから兵庫県でどのようなプログラムをつくっていけばいいか、あるいは、何が本当に足りないのかを考えていかなければいけない。

例えば、法科大学院がどんどんなくなっていくという話がありますが、あれは初めから大学院の数が多すぎて無理ですね。全国あちこちにつくっていますが、そもそも、弁護士になるための難しい勉強を学生にきっちり教えられる先生がそんなにたくさんいないのではないかと思います。今では入学者がいなくなったから経営をやめるというような学校もあるそうですが、これは時代の一つの問題だと思います。いったいどこに焦点を合わせていくのか、ある理想に向けて、私たちが最も実現できる可能性のある手段はどのようなものかをもっと考えないといけない、社会の成熟度に思いをめぐらせなければならないと思います。

大学生の成績が非常に悪くなっているようだという話をしましたが、大学を卒業した後に仕事に就かせても、ものにならないと言われているようです。すると、大学を卒業してもちゃんと就職できないから大学院に行く、そして、大学院に行って2年勉強してもまだうまくいかないということで、社会全体のシステムがどこか変な状態になってしまっている。

そのような中で、今の状況や社会の仕組みに適應できないような人たちのために、何を中心において考えていくことが最も生産的なのか、そのようなことを考えていく時に何がポイントになるのでしょうか。

(委員)

「ひょうごユースケアネットほっとらいん」の相談や引きこもりの現状調査で、当事者や支援者からのお話をお聞きする中で浮かび上がってきていることは、例えば、平均年齢が30歳近くの引きこもりの方の背景を調べていると、不登校の経験を持つ人が大体40%近くいて、つまり、不登校から引きこもりに移行してしまったということです。したがって、不登校段階を克服させる取り組みが学校にも社会にも地域にも親にも求められているのですが、不登校は早い段階で対応すれば克服できるし乗り越えられます。また不登校に戻る子どももいないわけではありませんが、不登校を乗り越えた子どもは上手に支援すれば乗り越えていける、しかも学校在籍の段階で乗り越えることができるのです。

だから、そこのところに支援のベースを置いて、学校在籍中に不登校を乗り越えてそこから元気になっていくということになれば、引きこもりに移行する子どもは少なくなっていくと思います。

3～4年前に文部科学省が出したデータでは、不登校背景を持っている子どもたちは大体28%という数字です。ということは、引きこもりの約28%には、その背景に不登校があったということになります。また、斎藤環(さいとう・たまき)という精神科医が出したデータでは、引きこもりの人のうち約80%に不登校の背景・体験があるといえます。彼はお医者さんですから、症状の重い人を診察していてそのようなデータを出したのかもしれませんが、それはともかく、とにかく不登校の子どもについて、早く察知して早く手を打って、そして、早く乗り越えさせてやるということは、その後、引きこもりへの移行者を出さないという点においても、とても大事な取り組みとして問題提起されていくべきではないかと思います。

(会長)

残りの時間が少なくなってきましたが、これまでの話を聞いてのご意見・ご感想がありましたらお願いします。

(委員)

大学で学生を教えている立場と臨床で子どもを見ている立場の両面から見ていますが、「ひょうご青少年社会貢献キャリア認定制度」について、趣旨は非常に良いと思います。ただ、一般化できるかどうかはわかりませんが、社会福祉を勉強するうちの学生を見てみると、ボランティア活動などいろいろなことに積極的に取り組んでいる学生は、放っておいても企業に就職します。そのような人こそ、社会福祉の世界に来て活躍してほしいと思っているのですが、そのような人に限って就職してしまいます。

むしろ、ボランティア活動をやりたそうにしているけれどもうまく参加できなかったり、活動に参加したけれどもあまり役に立てなくて悩んだりしている人たちをどうするのか、という話になりつつあるので、このような事業で青少年のキャリアを認定なさを否定するわけではないが、もともとうまく活動をしている子は自分で動いて切り開いていける部分があるのではないかという気がします。

先ほど、少年の主張兵庫県大会への参加者が少ないというお話がありましたが、うちの大学の学生は1年生の時に文章の書き方の授業を受けています。介護福祉士は、たくさんの報告書を書いて人にアピールをしないと仕事にならないので、文章を書けるということが仕事のベースになってきます。ところが、最初から上手に文章が書ける優秀な学生ももちろんいますが、かなりの学生が文章を上手に書けません。短い言葉が続くばかりで、まるで友達同士の会話のような文章を書いてくる。「それをもっと深めて自分がどう思ったかをもっと書きなさい」という指導をすると、途端に筆が止まってしまふ。それで、小・中・高校で、自分の気持ちを表すような文章・作文を書くようなことをしてこなかったのかと学生たちに聞いたら、無かったと言われました。つまり、そのようなことがきちんとトレーニングされていない。いまゼミの学生にディベートをやらせていますが、ディベートの経験もほとんどありません。

自分を表現するとか、人に伝えるということ、大学よりもっと前の早い段階でやって、その中で、何を自分としてアピールしていくのか、何を人に伝えるのか、ということ学び、自分はダメだという意識を持つのではなく「私にはこんないいところがあります」と言えるようになるよう、小中学生ぐらいの段階でもう少し何とかできないだろうかと思えます。

それから全体的なことでは、「子ども・若者育成支援推進法」の関係で、ようやくネットワークで動く視点が国としても出てきたのかなと感じています。兵庫県でも、いろいろなアイデアをたくさん出されて委員会や事業を立ち上げておられますが、その横のつながりや、立ち上げた事業がどんな成果につながったかといったことが、いつも見えないで終わっているような気がしていました。また、横のつながりについて先ほどご紹介がありましたが、これだけたくさんの方の機関と関わって、いったい何ができるのだろうかと思えるところもあります。

私はいま臨床の場で発達障害の子どもを抱えています。発達障害の子どもは小学校の高学年や中学校ぐらいで急に行き詰まります。みんなとうまくコミュニケーションがとれないというようなきっかけがあって、みんなから外れていってしまう。それで、悪くすると不登校、引きこもりになっていってしまう。引きこもりの中にはかなり発達障害がらみの子どもが含まれていて、発達障害は、そのような意味では、すごく深く根を張っている問題だと思います。

だから、まさにそのような子ども1人1人への対応を考えるならば、それだけの人が関わらないと、その子どもが社会に出ていくことをサポートできなくなってしまうので、就労も教育も福祉も医療も、全部必要だというのはまさにそのとおりです。

では、これを具体的にどうつなげていくのかという視点が、今までの縦割り行政の中ではあまり無かったので、いつも困らされてきました。ある市で、お互いに連携しやすいように同じ建物の中の同じような場所に福祉・教育・保健の部署を置いたが、扉1枚を隔てているだけなのにお互いに話をしたことが無いという話を聞かされたことがある。こういうことが無いように、有機的なつながりをどうつくっていくかが大事だろうと思えます。

引きこもりに特化してこれを動かしておられるということですが、引きこもりというのは現象であって、そこに至るまでにはいろいろな事柄が含まれているので、どことどの機関がつながっていけばその現象をうまくコントロールしていけるかが重要です。新しい制度や新しい組織を立ち上げることも大事ですが、既存のものをどう使っていくか、どのように使い勝手の良いものにしていくのか、というところがもっと大事であり、ユーザー側、困っていて何かの支援を受けたいと思っている子どもとその家族が、どういうことを希望するかを中心にして、このネットワークのどことどこをつないでいくという考え方を持って進めただけだと、絵だけでなく、さらにきちんとしたつながりができあがっていくのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございました。もう数時間議論できれば一番良いのですが、時間がきましたので、今日皆さんが出してくださいましたご意見について、事務局で整理していただいて、それぞれリアクションをとりまとめさせていただいて、次の審議会の時に議論していきたいと思えます。

今日の審議会は、ここまでとします。

平成22年度 青少年愛護審議会（第2回） 議事概要

開催日時 : 平成23年3月3日(木) 14:00~16:05

開催場所 : 兵庫県民会館 3階 303号室

出席委員 : 12人

今井会長、加登委員、北野委員、小林委員、野々山委員、橋本委員(代理:中川氏)、速水委員、前田委員、溝下委員、村田委員、山中委員、米山委員

議事

(1) 有害興行(映画)の指定(報告)

(会長)

有害興行の指定の報告について、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局:資料説明(資料1))

(会長)

青少年愛護審議会は、いま事務局から報告があったような興行について審議して、青少年にとって有害であるかどうかを知事に答申することになっています。

けれども、興行の数が多く審議の時間がとれないので、先に知事の方で有害興行であると指定したということ、審議会へ報告していただきました。

このことについて、何かご意見はありますか。

特になければ、議事(1)の有害興行の指定について、私たちも全会一致で了承します。

それでは、次の議題に移ります。

(2) 青少年愛護条例に基づく団体指定(諮問)

(会長)

青少年愛護条例に基づく団体指定について諮問があります。事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局:資料説明(資料2、参考資料、資料3))

(会長)

有害図書類に係る団体指定の問題につきましては、知事からの諮問に対して、この審議会で答申をしなければなりません。委員の皆さんの忌憚のないご意見が必要であります。

さっそく皆さんからのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

私は、青少年団体に所属している者として、そして、子どもを育てている父兄として、是非とも指定していただきたいと思います。これは、終わりのない、いたちごっこのようなことかもしれないかもしれませんが、たとえそうであっても、どんどん指定していかないといけないと思っています。

(委員)

先ほどご意見がありましたように、これは本当にいたちごっこでございますが、指定していただいて、青少年にとって有害な作品が青少年の目に触れないような形にさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員)

団体指定をするということですが、全ての有害図書類を把握していくことができるのかどうかということをやっと疑問に感じています。指定は、しないよりもする方が良いと思いますが、はたして指定するだけで済むのかどうかということをやっと案じています。審査団体の審査にひっかかったものを規制するのはわかるのですが、有害図書類が他には本当に無いのかどうかということです。

(会長)

今のご意見について、事務局からは何かありますか。

(事務局)

全てのビデオ作品が、審査団体のつくった自主的な審査にひっかかってきちんと把握されているかどうかということにつきましては、おそらくそこまで完璧な状態にはなっていないかなと思っております。

今日ご説明した団体以外にも様々な審査団体があって、そういった団体を指定していくことも考えられますが、団体指定をすることによって、その団体の審査を認める形になってしまいますので、団体の審査をどうみるかということが非常に難しい。

我々としては、その団体が全ての作品をちゃんとチェックして、もしチェックが漏れた場合には追跡をしてその作品を回収するというようなことまでやってくれている団体について指定する、という形をとっています。

いずれにしても、委員ご指摘のとおりですので、これからも審査団体の把握に努めてまいります。

(会長)

他に、何かご意見はありますか。

(委員)

ビデオショップにはいろんな成人向けのビデオも置いてあると思うのですが、こういったところをしっかりと調べていく必要もあるんじゃないかと思っております。

議論には直接関係がないかもしれませんが、有害図書を回収する「白ポスト」の中に、今は3Dのビデオが入っており、図書やビデオもどんどん進化してきていると感じたことがありました。

(委員)

事務局への質問ですが、先ほどから図書という言葉が出ているんだけど、これにはビデオも含まれていますか。

ビデオも含まれているのであれば、指定にはもちろん賛成ですし、今後の課題としては、先ほど委員からご指摘があったとおりだと思います。どれだけのビデオを把握できているのか、いったん審査団体に任せてしまったら任せっぱなしになってしまうのではないかという点について、どのようにチェックしていくかが大事なのではないのでしょうか。

いずれにしても、こういった審査団体においても、団体の吸収合併等で審査のシステムが変

わっていくことがあるので、まずはこういう形で指定していくということが必要なと思います。

(会長)

指定については、ごく当たり前だということで、皆さん賛成されていますが、指定するとしても、もぐらたたきみたいな状態の中でどこまで効果があるのだろうか、というご意見もありました。

世界の状況から見た相対的な日本の状況とか、あるいは他の国でこういう新しい方法を採用しているといったお話は、何かありませんか。

(委員)

新しい方法と言われると難しいですが、今の方式では審査団体がシールを貼られるということなので、外部からの点検がしやすいです。例えば、ビデオ屋さんにビデオを置く時に、成人向けのところに置く・そうではないところに置くという仕分けをしやすい。そういうメリットはあるかなと思います。

ただ、今はいろんな媒体がありますので、とんでもないものを子どもたちが手にする・目にするというのも、もちろんあり得ると思います。最近のニュースで話題になっている、大学入試のカンニングに関する事件のことをみてもわかりますように、時に子どもは我々が考えつかないようなことをするわけですから。

指定で問題が解決するのかというご指摘はもっともですが、青少年を有害図書類から守るという姿勢・基準を示すためには、指定は必要なと思います。本来は、そして将来的には、受け手の側がこういった情報を取捨選択していくのが一番良いのですが、現状ではやむを得ないかなと思っています。

ただし、1つだけ疑問があります。審査基準の中にロリータが入っていないようなんです。要するに、「AKB48」のような感じのものが日本では非常にもはやされていますが、海外では、こういったものが児童性愛に関わるような話になってくると思います。そういう点では、日本と海外のギャップを感じるがあります。

(会長)

ロリータが審査基準の中に入っていないということについて、事務局で何かわかりますか。

(事務局)

ロリータについては、映像倫理機構の審査基準で「ロリータ作品は原則として審査の対象としない。」と定められています。

「審査の対象としない」ということは、シールを貼らないということです。こういったアダルトビデオの世界では、作品にシールを貼らなければ事実上流通させることができません。つまり、ロリータ作品は流通させないという基準になっています。

(会長)

ロリータの審査基準については今のような説明ですが、よろしいですか。私たちがこの諮問に答えることについて、何かご意見はありますか。

(委員)

この諮問については、すでに指定している審査団体の業務が統合するものということですので、他の委員もおっしゃったように、何の異議もございません。

(会長)

他にどなたか、ご意見はありますか。

それでは、この団体指定に関してのご意見については、皆さんからはっきりと、この指定に賛成ですというお答えをいただきましたので、青少年愛護審議会としても、指定に賛成という内容で答申したいと思います。

それから、答申の文章について、これまでのお話やご意見を踏まえて、何か特別に付記しておいた方がよいということがあれば、お伺いしたいと思います。何かご意見はありますか。

(委員)

特にありません。

(会長)

この問題についてはご意見もいろいろあるでしょうし、大変難しい課題もありますが、特にご異議も無いようですので、青少年愛護審議会として原案どおりに答申したいと考えています。

事務局と相談・調整をしている中で少し答申の文章が変わるかもしれませんが、それについては私に一任していただくということによろしいでしょうか。

(委員からの異議無し)

(会長)

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。

(3) 平成23年度 県の青少年施策について (報告)

(4) 県内ひきこもり調査結果 (報告)

(会長)

平成23年度の県の青少年施策についての報告です。その中で、県内のひきこもり調査結果の報告もあります。まとめて、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局：資料説明(資料4))

(事務局)

議事報告の(4)県内ひきこもり調査結果については、本調査を実施したひょうごユースケアネット推進会議の座長を務めておられる小林委員からご報告していただきます。

(小林委員：資料説明(資料5))

(5) 意見交換

(会長)

小林先生、ありがとうございました。

考えなければいけないことがたくさんありますが、ここからは皆さんとひきこもりの問題や今日の報告その他について、ご意見やご感想をおっしゃっていただく時間にしたいと思います。

何かご意見はありますか。

(委員)

1点目は、平成23年度の県の青少年施策についてです。県ではいろんな取り組みを進められていて、様々な体験をした子どもたちが良い成長の仕方をしているように思うんです。そこで、県のホームページで、例えば「青少年」のページにアクセスした時に、そういったイメージがわかるような表現が出てくると非常に良いかなと思います。

国立青少年教育振興機構が昨年10月に発表したデータによると、20代から60代の成人5,000人を対象に「子どもの頃の体験」について調査したところ、子どもの頃に自然体験や友達との遊び・交流体験をした子どもたちほど向学心や所得が高いという結果が出たようです。こんなデータを参考にしながら、具体的に見えるものを出していただきたいと思います。

2点目は、「子どもの冒険ひろば」・「若者ゆうゆう広場」事業についてです。これらの事業に取り組み始めてからずいぶん時間が経っているので、こういった場所で過ごした子どもたちが、体験を積み重ねていって成長をしているということ、データ化して出していただければありがたいです。

それから、小林先生のご説明について2つお尋ねしたいことがあります。

1つは、発達障害との関係です。最近になって発達障害についての研究が随分進んできて、少しずつその原因がわかってきたようなんですが、先ほどのお話で出てきた対人恐怖との関連があるのかなと思いますので、発達障害とひきこもりとの関係でおわかりのことがあれば、お教えいただきたいと思います。

もう1つは、ひきこもりの予防についてです。子どもが不登校になった後などの様々な対処方法をお聞かせいただいて非常に参考になったんですが、子どもが小さな頃に、ひきこもり予防のために何かできること、例えば、家族関係がこうであれば良い、こういう過ごし方をすれば良いといったことについて、もしそのデータを何かお持ちであれば、ご紹介下さい。

(委員)

発達障害とは少し違うかもしれませんが、全国親の会の調査では、ひきこもりの状態にある人のうち、社交不安障害や強迫性障害を抱えている人が40%ほどいるのではないかと報告されています。これはおそらく事実だろうと思います。

そして、発達障害の問題は、県立神出学園でも大変大きな課題となっています。神出学園の入学者の約3分の1は、発達に何らかの課題を抱えている子どもであるようにお見受けしています。したがって、神出学園のスタッフはそうした勉強をしっかりとしながら、それぞれの子どもの状況に見合った対応をしています。多くの子どもたちは、先ほどのお話でご紹介したような、ひきこもりの前の段階の子どものようにも見えます。そういう意味で、発達障害の問題は、ひきこもりに取り組む人々の中ではいまやかなり大きな課題となっていて、ひきこもり支援に取り組む人たちが発達障害の学習をするための研究会もいろいろな場所で行われるようになっていきます。

発達障害の方はいろんな発達に課題を抱えています。例えば、小中学生だけでみても、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害といったいろいろな発達障害の種類があるのですが、これらの共通点・特徴としては、とにかく対人関係に大きな課題を抱えているということがあります。ですから、対人関係の基礎をどのように築いて、どのように仲間と一緒に生活をして暮らしていけるようにするかといったことを支援の中心として考えていかないと、発達障害を抱えている子どもたちが充実した人生に向かっていきにくいのではないかと考えています。

神出学園が行っている1日交流体験には、そういった課題を抱えている子どもたちもたくさん来ていますが、そういう子どもたちに対して、対人関係のスキルを丁寧に教えながらゆっくりと支援をしていけば、ちゃんと応えてくれますし成長もしてくれます。そういったことから、

発達障害ということをあまり特別視してはまずいと思います。いろいろな課題を抱える子どもたちにもその子なりの成長のプロセスがあるということを認めながら、じっくりと支援を進めていけば、ひきこもっている子どもたちも一步一步と成長していけるのではないのでしょうか。

それから先ほど、不登校からひきこもりに移行していくことについて申しあげましたけれども、現代の子育てと関連させますと、やっぱり子どもたちは対人関係をしっかりクリアしてきていないように思います。幼児から小学生、中学生というそれぞれの発達過程において対人関係の節目があります。例えば、仲間と遊ぶ3歳、仲間とともにものをつくる5歳、小学3～4年生の子どものギャング時代といったような言葉がありますが、そういう時期をしっかりと遊びこんでクリアして、そしてその後、中学生の青年期に入っていくといったようなプロセス、つまり、発達に必要と思われる対人関係のプロセスが、現代社会の中で非常に端に押しやられてしまっているんじゃないのでしょうか。子どもたちが自由にゆっくりと遊び、友情を温めて成長するということが、現代社会の中で非常に不十分になっているように思えてなりません。

そういったことが、ひきこもりにもつなっていくように感じていますので、大きな視点で子育ての構築をしたり、社会的な支援をしたりすることが必要だと思います。県では、いろいろな遊び場づくりなどで手を尽くされていますが、やはり何と言っても、家庭や地域でそれをどう実現していくかということが大きな課題であって、そのことへの対策や対応が求められているのではないかというふうに思いました。

(会長)

他にはございませんか。

(委員)

私の孫は、小学生の時に大きな病気を経験しましたが、小学校・中学校は義務教育ですから、体調が良くなった時に学校に通わせてもらっていました。

ところがその孫は、高校入試の時に熱が出てしまって、その後も熱が出てめまいがして体調不良が続いたために、志望校に行けなくなってしまいました。それで別の高校に入ったのですが、何か大事な時になるとすぐに熱が出てめまいがするというので、学校をよく休んでしまう状態でした。高校では、出席日数や単位が足りなかったら進級できないということもあり、1年生の終わり頃に留年が決まりました。孫にとっては初めての経験で、孫はしばらく家にとじこもってしまいました。暴れることはしませんでした。そのうちに「学校をやめる」と言い出しました。

孫の家族には「大検もあるし、学校をやめてもいい」「どうしても高校には行くべきだ」など、いろいろな考えがあったようですが、孫と同じように病気でめまいがする時がある私は「これは放っておけない」と思い、孫に手紙を書きました。『あなたが一番辛いけど、めまいがする苦しみは、私が一番よく知ってる。でも、あなたが病気になった時に、あなた一人が苦しんだのではない。家族全員で闘って、家族全員で苦しんで、そして今日があるのだから、あなたが一人で、自分だけが犠牲になったと思ってわがままを言ってはいけない。』というような内容の手紙を書きました。

その手紙を書いたからは、「孫が学校をやめてもしかたがない」と思っていたのですが、その後、孫が「学校へ戻る」と言ってくれました。とても嬉しくて、孫の家族と一緒に喜び合いました。そして、孫はいま大学に進み、遺伝学を勉強しています。

このことを考えますと、やっぱり家族全員で子育てをするものだと思うのです。家族というのは、たとえ一緒に住んでいなくても、血族や血脈のようなものがあって、お互いに責任もあるし絶対に捨てがたいものだなと思います。

(会長)

ありがとうございました。そんなおじいさん、おばあさんがたくさんいてくれれば助かりま

すね。そのお話とは反対に、今の時代はだんだん非人間化の方向に向かっているのではないのでしょうか。情報化ということは、非人間化、人間性そのものが実はどこかに見失われているということが出てくることだろうと思います。

(委員)

ひきこもりと発達障害の関係などを伺うことができ、とても勉強になりました。私も現場で同じようなことを感じておりましたので。

私が申しあげたいのは、県のいろいろな施策全てが連携していくべきだということです。小林先生のご報告で、若者の「遊び村」を篠山で開設されるということを知って、私はとても楽しみに思っているのですが、県の施策でも連携を意識していただきたいです。例えば今日の資料にも、「子どもの冒険ひろば」は主に小学生対象と書かれていますが、そうではなくて、もっと幅広い世代の人たちが参加して連携していく場ではないかなと思っています。

実際、私たちが運営している「子どもの冒険ひろば」でも、ひきこもりの子が遊びに来て、小学生と一緒に少し過ごした後に、「自分が小学生に頼りにされた、こんなふうには人に頼りにされたことはなかった」と言ったことがあります。その子はただ、小学生が木を切る時に側でその木を持って手伝っていただけなのですが、その言葉はとても印象に残りました。

そして、つい先週も、大阪府から若い女の子が遊びに来ました。その子はこれまでも時々遊びに来ていたんですが、自分を受け入れてもらって子どもたちと一緒に遊べるのがとても心地良くて兵庫県まで来ているようです。私たちはこの子に対して、来いとは言わない。来たら、よく来たねと言っています。私たちのところだけではなく、全ての場所がこのようにあっていただきたいなと思います。

さらに、若者だけではなくて乳幼児との関わりについても考えていただきたいです。小林先生がたくさん民間の施設や団体を直接訪問されてお調べになったことからわかりますように、若者を対象にした居場所がたくさんあります。県で取り組んでいる「若者ゆうゆう広場」も若者が対象になっていますが、そういったところでの若者と子どもたち、特に若者と乳幼児との関わりについても考えていただきたいです。

私もずっと乳幼児に接してきていますが、特に乳児がおじいちゃんやおばあちゃんにすごくエネルギーを与えるような現場を見ているので、本当にいろいろな世代がつながっていけるのだと強く思っています。

こういったことについて、もちろん県の方々も考えていらっしゃると思いますが、検討するだけではなくて少しでも具体的に進めていただきたいと思います。ここは小さい子どもたちのための「ひろば」、ここは若者のための「広場」という分け方をするのではなく、いろいろな施策を連携させていくことを考えていただきたいと思います。

私たちの団体は、いま「子どもの遊び場・若者の居場所づくり活動支援強化事業」を受託しており、1年近くが経ちました。その事業で、若い子どもたちのいる場所へ出かけて行って、子どもの遊び場があるという説明をしている中で、私たち自身も逆に教えられることが多いです。私たちの団体はもともと他の団体としっかり連携できていると思っていたのですが、実はそうではなかったのかもしれないと思ったこともありますので、ぜひ、いろいろな施策を連携・活用させた事業を進めていただきたいと思っています。

とても抽象的なお話で申し訳ないですが、私たち現場にいる者は、切にそう感じています。よろしく願いいたします。

(委員)

少し話が変わってしまうかもしれませんが、この審議会の中で、有害図書等のことでもいろいろなご審議をいただいています。書店業界でも、有害図書の区分陳列については、徹底して行うように努力しています。

県の関係者はすでにご存じだと思いますが、昨年来、東京都で青少年健全育成条例について

様々な議論がありました。大変もめました末に、昨年12月には条例が公布されたようですが、施行は今年の7月からとなっていて、それまでの間に、まだいろいろな話し合いが残っているようです。その条例で規制される表現について、性表現や暴力、犯罪行為といったことがあるのですが、その内容が東京都の側で一方的に決められてしまったということで、漫画家の集団や漫画を発行している出版社、しかも大手出版社を含めてみんなが、反対をして大変な騒動になりました。

東京国際アニメフェアというイベントが毎年行われているのですが、このイベントについて、漫画家の集団あるいは出版社が参加拒否を表明した段階で、石原東京都知事が暴言を吐いたということが、もうひとつ輪を掛けて話をややこしくしまして、いま、猪瀬副知事がその両者の間に入って話をとりもっているようです。謝ることは謝るとか、東京都の審議会に出版業界の方にも出てもらったら良いのではないかなというなお話をされているようですが、この東京国際アニメフェアについては、当初の計画どおりに開催するという段階には至っていないという情報が東京からは入ってきておりますので、この席を借りまして、少し情報提供させていただきました。

(会長)

今のお話を聞いていて、大変難しい時代になってきたように感じましたが、他に何かご感想のある方は。

(委員)

小林先生、しっかりした研究をしてくださって本当にありがとうございました。今日のお話もとても勉強になりました。一口に、ひきこもりの人といっても、今の情報化社会の中では、インターネットをかなり得意としている人もいますので、「ひょうごユースケアネットほっとらいん相談」は非常に良い取り組みだと思います。これをどんどん推進して行って、ひきこもりの人がより利用しやすいように案内していけば良いと思います。

参考資料としていただいた新聞記事を見ますと、この調査報告の関連で、とりわけ父親が問題を受け止めていないといったことが繰り返し書いてあります。こちらが伝えたからこのように書いてあるのだらうと思いますが、私はこういう書き方が本当に良いのかどうか疑問に感じています。というのは、父親が悩んでいないという指摘は違うだらうと思うのです。多くの父親は悩んでいるだらうと思うし、その時にどうしたら良いかという問題について、私たちとしてはその手当ての施策を考えなければいけないので、父親が悪いといったことを言うだけではいけない。そして、マスコミがそういう書き方をしてしまうことを配慮して情報を流さないといけないと思いました。父親が問題に向き合わないという面もあるのは事実だと思いますが、ではどうしたら良いかとなった時に、父親も相談に行けば良いと言うだけで答えになるだらうか、ということです。

現実には、この問題では行政が苦しんでいるし、相談をする人も相談を受けた人も苦しんでいる。そんな状況の中では、父親も母親も1人の人間として苦しんでいるけれども、その苦しんでいる人を責めたってしかたがないのです。では苦しんでいる人たちをどのように導いていくかという課題が残っているかなと少し思いました。

それから、不登校の克服についてですが、教育現場だけではなく様々な場所でのいじめの問題がありまして、いじめられることが不登校にもつながっていると思います。不登校になってしまってから大騒ぎするというのもあるのですが、その前の段階での対応が必要ではないかなと感じています。

少し抽象的な大きなお話になってしましますが、個人主義といいますが、自分さえ良ければ良いという今の社会風潮のようなものが、いじめるということを様々な場所で当たり前にしてしまっているように思います。いじめが、子どもたちの世界だけでなく、大人の世界、職場でも起こっているのです。こういう現状について、しっかり考えていかなければいけないなと感じ

ながら、お話を受け止めております。

最後に、当事者支援プログラムや家族支援プログラムについては、小林先生のご説明のとおりだと思いますし、初めにお話ししました「ひょうごユースケアネットほっとらいん相談」は改めて重要な施策だと思いました。

(会長)

ありがとうございました。もう時間がありませんので、今のお話を締めくくりにして、今日は終わりにしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様方、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

先ほど、委員からご紹介がありました国立青少年教育振興機構の調査につきましては、調査に携わった千葉大学の明石要一先生が詳しい分析をされていたと思います。体験格差が年収格差を生むといったような新聞の見出しもあったように記憶しておりますけれども、委員のご指摘は、県として体験の重要性をもう少し情報発信せよ、ということだと思います。私どもとしては、しっかりと情報発信をしていきたいと思います。

また、ひきこもりの人の父親の問題につきましては、おそらく母親が、電話で「お父さんが話を聞いてくれない」といった苦しい思いを相談員の皆さんに伝えているという実態があったのだと思います。ただ、父親がひきこもっている自分の子どものことに関心が無いということではないというご指摘は、おそらくそのとおりだろうと思います。私どもとしては、父親のケアも含めて考えていかなければいけないなど、意を強くいたしました。

それから、東京都の青少年健全育成条例につきましては、私どもも以前から注目しています。ただ、東京都での有害図書の指定の仕組みは、私どもの仕組みと異なっている点がございます。東京都での有害図書の指定は、個別の図書に対してその都度行っていて、これまで年間に数十件ほど指定してきたというのが実態でございます。実は、全国の47都道府県のうち、私どもを含めた45の道府県は、ある一定のページ数、ある一定の分量の性行為等の表現があれば、有害図書とみなすという仕組みを採用しているのですが、東京都ではこれまでそのようにしていません。つまり、東京都の条例は、ある意味で、全国の一般的な青少年愛護条例とは少し違った条例になっています。なお、私どもは、先ほど申しあげたような仕組みに加えて、以前から書店業界の代表の方に審議会にお入りいただいて、今日もご出席いただいておりますが、ご意見を承りながら条例を運用しています。

最後に、委員がお孫さんへ手紙を出されたお話につきましては、とても感銘を受けました。ありがとうございました。私事ながら、私にも高校生の娘がおりまして、娘が使っている倫理社会の教科書を見ていますと、その冒頭に「哲学とは何か」ということが書いてありました。文章を読んでみましたところ、それは「よく生きる」ということであるらしいとわかりました。私は今年51歳になるのですが、中学や高校の時に「よく生きる」ということをしっかり教えてもらったかどうかと自己反省をしました。計算の速さ、外国語の分量についてはしっかり教えてもらいましたが、「よく生きる」ということに関してはちゃんと教えてもらってないと、今更ながら思いました。私自身、生き方にあんまり自信がない、というのも、そんなところに理由があるのだろうかと思えます。

委員の皆様方におかれましては、これからも私どもを叱咤激励していただきたいと思えます。どうかよろしく願います。年度末のお忙しい時期に、ご出席いただきまして本当にありがとうございました。これで、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。